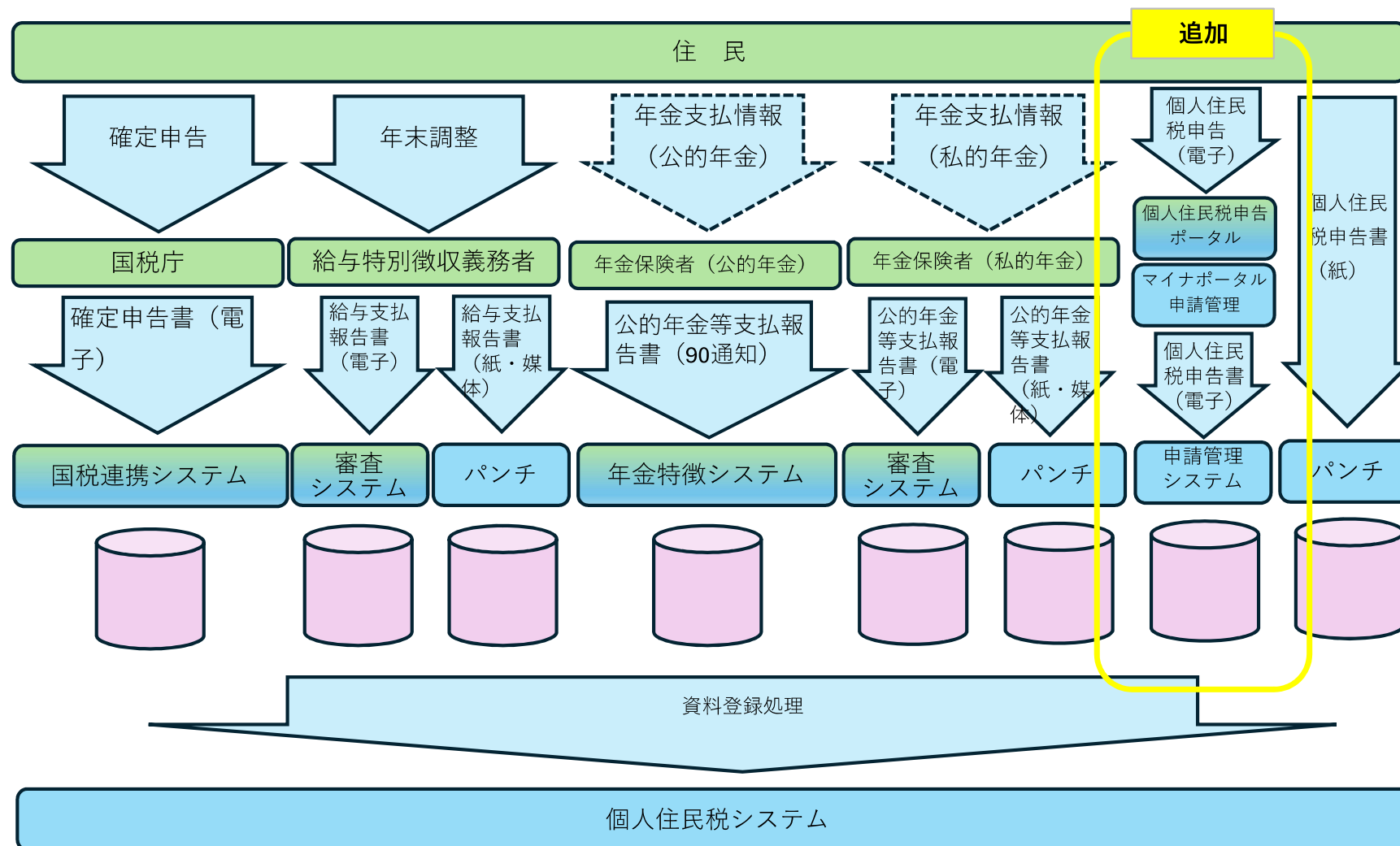


5（別添1）個人住民税関係事務

（別添1）事務の内容（当初資料登録部分を抜粋していますのでご注意ください。）



点線で図示しているもの（年金）について
年金にかかる情報も住民の情報であるため他の課税資料情報とのバランスで図示していますが、支払者（年金保険者）が把握している情報のため、実際には申告等の手続きはありません。そのため、点線で記載しています。